

／気を付けて！

# 悪質業者は若者を狙っています！

インターネットやSNSなど、相手の顔が見えない情報があふれるなかで、社会経験の少ない若者が安易に契約し、また利用する過程で思わぬトラブルに巻き込まれてしまうケースが増えています。

そこで、若者に多い「消費者被害」について、悪質商法の手口やよくあるトラブル事例を紹介します。

## 事例1 ポイントサイト利用によるトラブルに注意

### POINT...



SNSで指定されたサイトに登録すると、フリマのポイントがもらえるという「ポイントサイト」の広告を見た。無料期間中に解約すればポイントだけが無料でもらえると思い、指定された約30個のサイトに登録していった。途中からアダルトサイトになり、心配になって登録するのをやめた。すでに登録したサイトも解約したいが連絡先がわからないサイトが10個ある。解約したいがどうしたらいいか。  
(男子学生)

### ひとことアドバイス

- ポイントサイトとは、そのサイトを経由して指定されたサイトの会員登録や商品購入、アンケートの回答などを行うことでポイントが貯められるサービスです。利用する際は、ポイントの獲得条件などをよく確認しましょう。
- 無料期間やキャンペーンなどで試しに利用する場合でも、指定先の各サイトごとに利用規約や解約条件をきちんと確認しましょう。
- 解約する時などに必要となるので、IDやパスワードなどをしっかり管理することも大切です。

## 事例2 オンラインサロンでの儲け話に注意

- ① SNSで知り合った人から、毎月2万円の支払いでオンラインサロンに入会すれば資産形成の勉強ができ、毎月の支払い分は在宅で稼げると勧誘され、入会した。しかし、全く儲からないため解約を申し出たところ、1年契約なので途中解約はできないといわれた。  
(男子学生)
- ② 友人から、オンラインサロンを人に紹介すると紹介料約10万円がもらえるから参加しないかと勧められた。友人の紹介だから安心だと思い、会費約25万円を一括で支払ったが、別の友人から騙されているといわれ不安になった。クーリング・オフを利用したい。  
(男子学生)



### ひとことアドバイス

- インターネット上の会員制コミュニティ「オンラインサロン」を、お金儲けのノウハウを伝えるツールまたはサロン自体を儲ける手段として利用している手口がみられます。オンラインサロンは、会員以外はアクセスできず、事前に中身は確認できません。
- 確実に儲かる話はありません。「簡単に儲かる」「元が取れる」などの勧誘文句をうのみにせず、安易にコンタクトを取らないようにしましょう。
- 契約する前に契約条件や運営事業者の会社名、住所、電話番号を確認しておきましょう。トラブルに備えて、チャットやメールなどのやり取りの記録も残しておいてください。
- 人に紹介するビジネスモデルの場合、人間関係が壊れることもあるので注意しましょう。

消費生活に関する困りごと、お気軽にご相談ください。皆さんと一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。

城里町消費生活センター  
☎029-288-3111 (内線226)

場所 城里町役場本庁舎 2階(まちづくり戦略課内)  
相談日 毎週月・水・金曜日  
時間 午前9時～午後4時